

千葉県環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県環境基本条例（平成6年千葉県条例第43号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第3条 条例第28条第1項の規定に基づき、別表第1のとおり部会を置き、その所掌は同表のとおりとする。

2 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会の決議は、条例第28条第6項の規定に基づき、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議結果が特に重要事項として部会の議決を得たものは、部会長が審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第4条 条例第29条第1項の規定に基づき、別表第2のとおり専門委員会を置き、その所属及び所掌は同表のとおりとする。

2 専門委員会は、会長又は部会長の指示に基づき調査研究する。

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の事務を掌理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、専門委員会における調査研究事項の経過及び結果を、審議会におかれる専門委員会にあっては審議会に、部会におかれる専門委員会にあってはその所属する部会に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、審議会におかれる専門委員会にあっては会長が審議会に諮って定める。また、部会におかれる専門委員会にあっては部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第5条 審議会及び部会の庶務は、環境局環境保全部環境調整課において処理する。

2 専門委員会の庶務は当該専門委員会を所管する課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1) 地下水汚染調査対策検討委員会設置要綱（平成5年5月10日施行）

(2) 千葉市先端技術産業環境保全対策調査検討委員会設置要綱（平成6年1月5日施行）

(3) 千葉市環境審議会運営要領（平成7年1月17日施行）

(4) 千葉市水環境保全対策専門委員会設置要綱（平成10年3月1日施行）

(5) 千葉市大気環境保全委員会設置要綱（平成10年4月1日施行）

附 則

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

部 会 名	所 掌
1 環境総合施策部会	(1) 地球環境の保全に関すること。 (2) 環境学習・教育等に関すること。 (3) その他総括的環境施策に関すること。
2 環境保全推進計画部会	(1) 大気環境の保全に関すること。 (2) 水環境の保全に関すること。 (3) 地下水及び土壌の保全に関すること。 (4) 化学物質対策に関すること。 (5) 自然環境の保全に関すること。 (6) 先端技術に係る環境保全対策に関すること。 (7) その他地域環境対策に関すること。

別表 2

	専門委員会名	所 属	所 掌
1	大気環境保全専門委員会	環境保全推進計画部会	大気環境の保全に関すること。
2	地下水保全専門委員会	環境保全推進計画部会	地下水及び土壌の保全に関すること。
3	化学物質管理対策専門委員会	環境保全推進計画部会	化学物質対策に関すること。
4	環境問題対策委員会	環境保全推進計画部会	地域環境対策に関すること。